別表１　 有機質肥料の自給体制構築事業費補助金の交付対象となる経費及び補助率等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業実施主体 | 対　象　経　費 | 補助率（補助上限額） | 重要な変更 |
| 経費の配分の変更 | 事業の内容の変更 |
| 有機質肥料の自給体制構築事業 | 高品質な畜産由来有機質肥料を生産する畜産農家及び、その肥料を利用する耕種農家により構成される耕畜連携組織及びその構成農家とする。 | 有機質肥料への転換に向けて行う、機器導入に係る経費1. 畜産由来の高品質有機質肥料生産支援

　　家畜排せつ物由来のペレットタイプなどハイグレードな有機質肥料の生産を開始または拡大する畜産農家に対して、その生産機械の導入費用を補助。対象機械　肥料登録又は届出がある家畜排せつ物を主原料とする有機質肥料生産に必要な機械（ペレット製造機、乾燥機、梱包機等、但し施設は対象外）　　1. 畜産由来の高品質有機質肥料作業体系導入支援

家畜排せつ物由来のハイグレードな有機質肥料を散布するための作業機械を新たに導入する農家に対して、その導入費用を補助。対象機械　肥料散布機（マニュアスプレッダー等）　　　　　　※事業費は、５万円以上（税抜）とする。※事業費の削減を図るため、見積り合わせを行うこと（該当する設備及び資材が１社しか扱っていない場合を除き、複数社から見積りを取得すること。）。※事業の開始時期は、発注日以降とする。※新品であること。※既存設備の更新（機能向上が図られるものを除く。）は補助対象外とする。 | １／~~３~~２以内（事業実施主体当たり200万円以内）１／~~３~~２以内（事業実施主体当たり80万円以内） | １　事業費の30％を超える減少２　補助金額の増加 | １　事業実施主体の変更２　事業の中止又は廃止 |